

2026 年 5 月 21 日

関東ラグビーフットボール協会

理事長 陶久 昌明 様

関西ラグビーフットボール協会

理事長 中島 誠一郎 様

九州ラグビーフットボール協会

理事長 御領園 昭彦 様

都道府県協会フットボール協会

理事長 各位

(公財) 日本ラグビーフットボール協会

(承認済み・押印省略)

専務理事 岩淵 健輔

チームの登録等に関する規程の変更について (通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、2026 年 5 月の日本協会理事会にて承認されたチームの登録等に関する規程の変更について、通達を发出いたします。貴協会におかれましても、加盟都道府県協会および各チームに周知いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

<主な変更点と目的>

① 「中学校」種別における実態に即した規程の整備 (第 4 条 1 項第 2 号を修正)

- 現行規程では、登録可能な中学校の定義が主に学校教育法上の学校に限定されているが、実際には外国人学校 (各種学校) 等についても、中学校と同等の教育課程を有すると認めた場合には、個別の判断に基づき登録を受け入れてきた実績がある。
- このような現在の登録運用の実態を規程上も明確に位置づけるとともに、既に「各種学校」の受入れを明文化している「高校」種別との整合性を図るため、文言を修正する。

② 年齢制限等に関する特例対応の明文化 (第 4 条 2 項として追加)

- 現行規程では、原則としての年齢上限等が定められているが、実態として柔軟な対応が求められるケースが存在する。
- 事例: 高等学校を留年した 19 歳の生徒が、引き続き所属元のラグビースクールでの活動継続を希望する場合など
- 上記のような特別な事情が認められる場合、都道府県協会及び支部協会の合意のうえ、日本協会の承認により、特例として登録を受け入れられる旨を追記する。

※なお、①②いずれも登録に際しての規程変更であり、試合や大会等の参加については、各大会の要項等の定め

を遵守すること。

■通達対象：加盟協会、加盟チーム

■文書作成：日本ラグビーフットボール協会 登録制度担当

■添付書類：以下2点

- ・チームの登録等に関する規程（2026年5月14日改正版）
- ・当該規程変更の目的と変更点（新旧対照表）

■お問合せ：以下のメールアドレスまでお問合せください。

日本協会普及育成部門登録制度担当 tourokuseido@rugby-japan.or.jp

以上